

医療法人杏林会 行動計画  
(次世代法・女性活躍推進法一体型)

職員が男女共にその能力を発揮し、長く勤務できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：女性の育児休業取得100%の維持と計画期間内の男性職員の育児休業等取得者を1名以上とする

<対策>

- 令和8年4月～ 男性職員の配偶者出産時の育児関連の休暇制度について周知徹底を図り、取得促進に努める

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を35時間未満とする

<対策>

- 令和8年4月～ 各月ごとの法定時間外労働、法定休日労働時間を所属長へ報告  
残業時間数の多い職員へのヒアリング、面談等を実施し、残業時間の削減を目指す

目標3：各部署毎の年次有給休暇取得率を平均60%以上にする

<対策>

- 令和8年4月～ 取得状況を把握し、会議等で平均取得率を公表する  
取得率の低い職員へ取得促進の呼びかけ、所属長への協力要請